

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

緑豊かな優しいまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岐阜県、高山市

3 地域再生計画の区域

高山市の区域の一部(高山市東部地区)

4 地域再生計画の目標

高山市は、岐阜県の北部に位置し、多くの伝統的建造物を有する緑豊かな、観光と農林業を基幹産業とした飛騨地域の中核都市である。本市は2,177km²もの広大な面積を有し、その92%は森林で占められ、山や川、渓谷、峠などで分断され、標高も2千mを超えるなど地形的にも大きな変化に富んでいる。そのため、住民の居住地も広範な地域に分散しており、生活習慣など地域性や文化性にも違いが見られる。そこで、これらの地理的・地形的な生活条件を克服し、市全体の早期一体性の確保と均衡ある発展に向けたまちづくりに取り組んでいくこととしている。

近年、同地区では高齢化が進行(65歳以上の高齢者が約23%を占める)しており、農林業の担い手不足による未整備森林の増加が地域の課題となりつつある。また、高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが急務となっていることから、高齢者福祉施設の整備や高齢者の積極的な社会参加制度の充実が求められている。

このため、地域の重要なインフラである道路及び林道の効率的な整備により、農林業の振興と地域の道路ネットワークの構築を図るとともに、高山市福祉サービス公社等によるディケアサービス事業等を活かし、緑豊かな優しいまちづくりを行うこととする。

(目標1) 農林業の振興と地域環境の改善(H12~16実績 A=6,147.5ha)
(間伐実施面積の20%増加)

(目標2) 道路整備による渋滞ポイントの改善(渋滞箇所 3→2)
(丹生川地区)

(目標3) 要支援・要介護者及び家族の満足度の向上(10%以上の向上)
(アンケートによる意識調査 H17・22に実施)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

高山市の東部を横断する国道158号線への取付附近の「市道岩井谷～旗鉾線」を整備することにより、農業振興・農産物の物流効率化を図るほか、連結する「林道駄吉線」の舗装及び法面改良及び、国道158号線の取付道路の「林道八本原線」の法面改良などを行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐遅れとなっている森林を解消する。

また、現在実施中である「県道鼠餅・古川線」の改築と併せ、国府地区と上宝地区を連絡する「林道宮谷～明ヶ谷線」の開設、国府地区と飛騨市を連絡する「林道桐谷～下り谷線」の舗装などを行うことにより地域の連結を深め、同様に整備遅れの森林を解消する。

このことにより、幹線道路へのスムーズな流入が渋滞を緩和し、国道、市道、林道による効率的なネットワークを構築することとする。

加えて、各地域に在宅介護支援センターを設置してきめ細かい福祉サービス事業を展開するとともに、丹生川地区に老人福祉施設(特養老)の建設を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道:道路法に規定する市町村道に以下の通り認定済み。

「市道岩井谷～旗鉾線」

(昭和59年12月21日)

・林道:森林法による宮・庄川流域森林計画(平成16年12月24日樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

・市道(高山市) 高山市

・林道(高山市) 岐阜県、高山市

[事業期間]

・市道(平成17～19年度)、林道(平成17～21年度)

[整備量及び事業費]

・市道0.7km、林道8.7km

・総事業費 1,275,800千円

(うち交付金 680,400千円)

市道 202,000千円

(うち交付金 101,000千円)

林道 1,073,800千円

(うち交付金 579,400千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「緑豊かな優しいまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①間伐等の森林整備事業の推進

災害に強い森林づくりの推進や、木材の付加価値向上のため、間伐等の森林整備事業の実施を推進する。

②森林整備に必要な林内路網の整備

間伐等の森林整備を効率的、効果的に実施するため、必要な林道や作業道等の路網整備を促進する。

③特別養護老人ホームの建設

高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、丹生川地区において高齢者福祉施設を整備する。

④県道鼠餅古川線の整備

地域の効率的な道路ネットワークの構築を推進するため、県道鼠餅古川線の整備を促進する。

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、岐阜県と高山市が連携して達成状況の評価・改善すべき事項の検討等を行うこととす

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

【添付資料】

- 1 地域再生計画の区域(高山市東部地区)
- 2 地域再生計画の工程表
- 3 道整備交付金による施設整備の整備箇所
- 4 地域再生計画のイメージ